

稚 監 査 第 228 号

平成 26 年 3 月 28 日

稚内市長 工 藤 広 様
稚内市議会議長 岡 本 雄 輔 様
稚内市教育長 表 純 一 様

稚内市監査委員 小 林 晃
稚内市監査委員 田 森 和 文

平成 25 年度第 2 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成 25 年度第 2 回定期監査報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 小 林 晃

稚内市監査委員 田 森 和 文

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

平成 26 年 2 月 14 日から平成 26 年 3 月 26 日まで

(2) 監査の対象とした部局

全部局（企業会計所属部署を除く。）

(3) 監査の対象とした範囲

平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 12 月 30 日

支出事務 9 節「旅費」

(4) 監査の着眼点

支出事務に係る事務手続き等が、関係条例・施行規則に準拠して適正に施行されているか、及び附帯する事務として、復命が適正に処理されているか、また出張に係るその他の経費が適正に執行されているかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

今回の定期監査は、旅費に係る支出事務を対象として、企業会計所属部署を除くすべての部署を対象として、関係書類の書類審査を行うとともに、関係職員から事務の処理状況等を聴取し、旅費の支出事務や旅行命令に付随する事務及び支出事務が関係条例並びに稚内市会計規則に基づいて適正に執行、処理されているか否かを重点として監査を実施した。

監査の結果、全体的には概ね適正な執行、処理がなされていると認められるところであるが、旅費の支出事務、旅行命令に係る処理、旅行命令に付随する支出事務において、旅行命令の記載不備、旅費の算出過誤及び復命書の提出遅滞等があり基本的事項の精査及び周知を要する事項等が見られ、指摘を行った。

旅費の執行にあたっては、効率的かつ経済的な執行を望むとともに、附帯する事務の執行にあたっては適切に行われることを望むものである。